

環境課からのお知らせ

■問い合わせ 環境課(内線 252・253)

STOP ポイ捨て

あなたのマナーは大丈夫ですか

『いつまでも住み続けたいと思いうまち』をつくるために

「ごみのポイ捨て」と聞くと軽い印象を持たれるかもしれませんが、**ポイ捨て＝不法投棄**なのです。

空き缶や空き瓶、たばこなどのポイ捨ては依然として後を絶ちません。ごみの不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、「5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方を科す」という厳しい罰則が設けられています。

たとえ少しずつのポイ捨てでも積み重なることで景観を汚し、やがて水や土壌をも汚染します。反対に「ごみはごみ箱へ、たばこは吸い殻入れへ」の気持ちをしつづけても多くの人が持つことができれば、ポイ捨てが減り、美しい環境が守られます。私たちの少しずつの気持ちの積み重ねが、いつまでも住み続けたいと思いうまちづくりの第一歩になるのではないのでしょうか。



回収された不法投棄ごみ

やめよう

ポイ捨て 3の約束

1. 自分で出したごみは自分の家まで持ち帰る。
2. 屋外でのたばこは、携帯灰皿か吸い殻入れが設置してある所で吸う。
3. 家庭で出るごみのほとんどは市の環境センターで処分できます。ごみの出し方に困ったら環境センター(☎3325)に確認する。

ごみは燃やさないで

～野焼きは禁止されています～

野焼きの際に発生するにおいや煙により「洗濯物が干せない」「窓も開けられない」など、多くの苦情が寄せられています。

廃棄物(ごみ)を野外で燃やす、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き禁止されています。

地域の環境を守るため、皆様のご協力をお願いします。

野焼き禁止の例外規定(抜粋)

- ◆農林業を営む上で発生する、刈り草や下枝など廃棄物の焼却
- ◆落ち葉たきなど、日常生活における軽微な焼却
- ◆どんど焼きなど、風俗習慣上の行事における焼却

これらの例外規定に該当する場合でも、周辺地域に迷惑が掛からないよう心掛けましょう。

油の流出事故に注意しましょう!

灯油の使用量が増える冬には、給油時にその場を離れたり、バルブを閉め忘れたりすることによる油の流出事故が多発します。ひとたび事故が起これば、河川や地下水の汚染を引き起こすだけでなく、上水道や工業用水の取水停止、においによる生活環境の悪化、魚が死ぬなどの重大な被害をもたらすことがあります。

このような事態を防ぐために、次のことに注意しましょう。

- ・給油時にその場を離れない
 - ・燃料タンクや配管から漏れていないか定期点検する
- また、河川の水質を保全するために、残った食用油や必要以上の洗剤を流さないなど、家庭でできる対策にもご協力をお願いします。

なお、誤って油を流出させたり、油の流出を発見した場合は、すぐに市環境課や最寄りの消防署または東濃振興局環境課(☎231111)へ連絡をお願いします。